

令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「[学術図書] 補助条件 (令和 8 (2026) 年度)」の主な変更点

令和 8 (2026) 年度	令和 7 (2025) 年度
(略)	(略)
<p>1 総則</p> <p>(略)</p>	<p>1 総則</p> <p>(略)</p>
<p>1-4 研究機関に所属する代表者であって、かつ、当該研究機関に補助金の管理を委任した者は所属する研究機関に、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を、当該研究機関を通じて行わなければならない。代表者が所属する研究機関を変更した場合又は研究機関に所属しない代表者が、新たに研究機関に所属することとなった場合も同様とする。</p>	<p>1-4 研究機関に所属する代表者においては、研究機関に、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。代表者が新たに研究機関に所属することとなった場合又は所属する研究機関を変更した場合も同様とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p>	<p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p>
<p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。ただし、代表者及び研究者グループ等に参加している者への翻訳・校閲経費の支出は対象とならない。</p> <p>直接出版費 学術図書の刊行に係る経費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代及び電子化代）</p> <p>翻訳・校閲経費 学術図書の刊行に際し、日本語で書かれた原稿を外国語に翻訳・校閲するための経費</p>	<p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。</p> <p>直接出版費 学術図書の刊行に係る経費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代及び電子化代）</p> <p>翻訳・校閲経費 学術図書の刊行に際し、日本語で書かれた原稿を外国語に翻訳・校閲するための経費</p>
(略)	(略)
<p>2-7 補助金は、「2-2」に掲げる経費以外には使用してはならない。</p> <p>【合算使用の制限】</p> <p>2-8 補助金は、他の経費（当該経費の用途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合は除き、他の経費と合算して使用してはならない。</p>	<p>2-7 補助金は、次の経費として使用してはならない。</p> <p>① 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>② 代表者の人件費・謝金</p>
(略)	(新設)
<p>2-9 補助事業（学術図書の翻訳・校閲又は刊行）は、補助事業を行う年度の2月末日までに完了しなければならず、これに係る支出は、補助金の交付を受けた後に行わなければならない。</p>	<p>2-8 補助事業（学術図書の翻訳・校閲又は刊行）は、補助事業を行う年度の2月末日までに完了しなければならず、これに係る支出は、補助金の交付を受けた後に行わなければならない。</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p>
<p>3-6 代表者は、応募資格を有しなくなる場合、補助事業</p>	<p>3-6 代表者は、応募資格を有しなくなる場合、補助事業</p>

<p>を継続できなくなる場合又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-5」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。</p>	<p>を遂行することができなくなる場合又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-5」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 実績の報告</p>	<p>4 実績の報告</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 その他</p>	<p>5 その他</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>【「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書（研究領域）等が未提出の場合の取扱】</p>	<p>(新設)</p>
<p>5-3 代表者が、「研究成果報告書（研究領域）」（様式C-18、様式F-18）又は「研究成果報告書提出延期届」（様式C-23、様式F-23）を提出期限までに提出していない場合には、代表者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。</p>	
<p>5-4 補助金による刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者等に一切の利益が生じないようにしなければならない。</p>	<p>5-3 補助金による刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者等に一切の利益が生じないようにしなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>【法令等の所定の手続の実施】</p>
<p>5-5 代表者は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない（英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8桁の課題番号」を含めること）。</p>	<p>5-4 補助事業の実施に当たり、法令、告示、通知等により、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続を行わなければならない。</p>
<p>【科研費の審査等への協力】</p>	<p>5-6 代表者は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」を含めること）。</p>
<p>5-6 代表者は、科研費の審査委員選考に資する独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合には積極的に協力しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5-7 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しなければならない。</p>	<p>5-6 代表者は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」を含めること）。</p>
<p>(削る)</p>	<p>【研究成果の国際発信】</p>
	<p>5-7 代表者は、補助事業の遂行に当たり、得られた成果の積極的な国際発信に努めなければならない。</p>